

平成 18 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 全 日 本 空 輸 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 山元 峯生
(コード番号 9202 東証・大証各第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 久 松 完
(TEL . 03 - 6735 - 1001)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、下記のとおり、「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 87 号、以下「整備法」という。)及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款の変更を行うものであります。

整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会、及び会計監査人を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨及び株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされていることから、それぞれその旨を明記するものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 13 条)。

単元未満株主の権利を明確化するとともにこれを合理的な範囲内のものとするため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。

株主の権利行使に係る手続き等についての条項を追加するものであります(変更案第 14 条)。

株主総会参考書類等をインターネットの利用により株主の皆様提供できるよう規定を新設するものであります(変更案第 18 条)。

株主総会の効率的な運営を図るため、株主総会における代理人の人数を定めることを可能とする規定を新設するものであります(変更案第 20 条)。

取締役会の機動的な運営を図るため、必要に応じて取締役会について書面ま

たは電磁的方法による決議を可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 25 条第 2 項)。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 36 条第 2 項)。

会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人についての章を新設するものであります(変更案第 37 条から第 38 条)。

その他、会社法が施行されたことに伴い、会社法に合わせた根拠法、用語、その他必要な変更を行うものであります。

(2)将来の事業規模の拡大に備え機動的な資本政策が行えるよう、当社の発行可能株式総数を 34 億株から 39 億株に増加させるものであります(変更案第 6 条)。

なお、平成 18 年 3 月に実施した時価発行増資により、平成 18 年 6 月 7 日現在の当社の発行済株式総数は 19 億 4,995 万 9,257 株となっております。

(3)当社は執行役員制度を導入していることから、その旨定款に定める(変更案第 28 条)とともに、取締役の定員を 40 名から 20 名に変更するものであります(変更案第 21 条)。

(4)その他、定款全般にわたる規定の構成の変更、一部字句等の整備、条数、項数等に変更及びその他必要な変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (新設) 第 4 条 (公告方法) 本会社の<u>公告は電子公告により行う。た</u> <u>だし</u>、電子公告によることができない事 故その他のやむを得ない事由が生じたとき、日本経済新聞に掲載して行う。 第 2 章 株 式 第 5 条 (会社の発行株式総数) 本会社の<u>発行する株式の総数は三十四億</u> <u>株とする。ただし、株式の消却が行われ</u> <u>た場合には、これに相当する株式数を減</u> <u>ずる。</u> (新設) 第 6 条 (自己株式の取得) 本会社は、<u>商法第211条の3第1項第2</u> <u>号</u>の規定により、取締役会の決議をもっ て自己株式を買い受けることができる。 第 7 条 (<u>一単元の株式の数</u>及び単元未満株券 の不発行) 本会社の<u>一単元の株式の数は千株とす</u> <u>る。</u> 本会社は、<u>一単元の株式の数に満たない</u> <u>株式(以下「単元未満株式」という。)</u> <u>に係る株券を発行しない。ただし、株式</u> <u>取扱規則に定めるところについてはこの</u> <u>限りではない。</u>	第 1 章 総 則 <u>第 4 条 (会社の機関)</u> <u>本会社は、取締役会、監査役、監査役</u> <u>会、及び会計監査人を置く。</u> 第 5 条 (公告方法) 本会社の<u>公告方法は電子公告とする。但</u> <u>し</u>、電子公告によることができない事故 その他のやむを得ない事由が生じたとき は、日本経済新聞に掲載して行う。 第 2 章 株 式 第 6 条 (会社の発行<u>可能</u>株式総数) 本会社の<u>発行可能株式総数は39億株とす</u> <u>る。</u> <u>第 7 条 (株式の発行)</u> <u>本会社は、その株式に係る株券を発行す</u> <u>る。</u> 第 8 条 (自己株式の取得) 本会社は、<u>会社法第165条第2号</u>の規定 により、取締役会の決議をもって自己株 式を買い受けることができる。 第 9 条 (<u>単元株式数</u>及び単元未満株券の不発 行) 本会社の<u>単元株式数は1,000株とする。</u> 本会社は、<u>前条の規定に係らず単元未満</u> <u>株式に係る株券を発行しない。但し、株</u> <u>式取扱規則に定めるところについてはこ</u> <u>の限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第8条（単元未満株式の買増し） 本会社の単元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含むものとし、以下同様とする。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。 第9条（基準日） 本会社は、<u>毎年三月三十一日の最終の株主名簿（株主名簿には実質株主名簿を含むものとし、以下同様とする。）に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において、権利を行使できる株主とみなす。</u> <u>本定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または、登録質権者をもって、その権利を行使できる株主または、質権者とみなす。</u> （新設）	第10条（単元未満株式の買増し） 本会社の単元未満株式を有する株主（株主には実質株主を含むものとし、以下同様とする。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に</u>請求することができる。 （第16条へ移設） 第11条（単元未満株式についての権利） 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>前条に定める請求をする権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
第10条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限） 本公司は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の三分の一以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。 1．日本の国籍を有しない人 2．外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 3．外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 第11条（名義書換代理人） 本公司は株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人及び名義書換代理人の事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本公司においてはこれを取扱わない。</u> （新設）	第12条（外国人等の株主名簿への記載または記録の制限） 本公司は、次の各号のいずれかに掲げる者からその氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる者の有する議決権の総数が本会社の議決権の三分の一以上を占めることとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。 1．日本の国籍を有しない人 2．外国または外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 3．外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 第13条（株主名簿管理人） 本公司は、株主名簿管理人を置く。 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第12条（株式取扱規則） <u>本会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の設定、移転、消滅その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、単元未満株式の買取り及び買増し等に関する手続及び手数料については取締役会の定める株式取扱規則による。</u> 第13条（在外株主の住所の届出） <u>外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所を定めてこれを会社に届出なければならない。</u> 第3章 株 主 総 会 第14条（招集） 定時株主総会は毎年四月一日から三カ月以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 <u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集することができる。</u> （第9条より移設） 第15条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは取締役会の定める他の取締役がこれに当る。	第14条（株式取扱規則） <u>本会社の株式及び新株予約権に関する取扱い手続、手数料、ならびに株主の権利の行使方法については、法令、もしくは本定款をもって定める場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。</u> （削除） 第3章 株 主 総 会 第15条（招集） 定時株主総会は毎年4月1日から3カ月以内に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に招集する。 （削除） 第16条（基準日） <u>本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使できる株主とする。</u> 第17条（議長） 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会の定める他の取締役がこれに当る。</u>

現 行 定 款	変 更 案
（新設） 第16条（決議方法） 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席株主の議決権の過半数によって決定する。 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上で行う。</u> 第17条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する<u>委任状</u>を総会毎に本会社に提出しなければならない。 第18条（議事録） <u>株主総会の議事の経過及びその結果は議事録に記載する。議事録は議長及び出席した取締役がこれに記名捺印して本会社に保存する。</u> 第 4 章 取締役及び取締役会 第19条（定員） 本会社の取締役は<u>四十名以内とする。</u>	第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第19条（決議方法） 株主総会の決議は法令<u>また</u>は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の二以上をもって行う。</u> 第20条（議決権の代理行使） 株主は本会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>に委任してその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証明する<u>書面</u>を総会毎に本会社に提出しなければならない。 （削除） 第 4 章 取締役及び取締役会 第21条（定員） 本会社の取締役は<u>20名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第20条（任期）</u> 取締役の任期は就任後一年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>第21条（選任）</u> 取締役は株主総会で選任する。 取締役の選任は総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。取締役の選任については累積投票によらないものとする。 (新設) (第20条より移設) <u>第22条（取締役会規程）</u> 取締役会に関する事項は取締役会で定める取締役会規程による。 <u>第23条（取締役会の招集通知）</u> 取締役会の招集通知は会日より三日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、取締役及び監査役全員の同意のある場合はこの期間を短縮することができる。 (新設) (新設)	(第23条へ移設) <u>第22条（選任）</u> 取締役は株主総会で選任する。 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。 <u>第23条（任期）</u> 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (第26条へ移設) <u>第24条（取締役会の招集通知）</u> 取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 <u>前項に係らず、取締役及び監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。</u> <u>第25条（取締役会の決議方法）</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (第22条より移設) 第24条(役付取締役及び代表取締役) <u>取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各一名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u> <u>取締役会の決議により取締役のうちから代表取締役若干名を選任する。</u> <u>代表取締役は各自会社を代表する。</u> (新設) (新設) 第25条(名誉会長、相談役及び顧問) <u>取締役会の決議により名誉会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。</u> 第26条(取締役の責任免除) 本会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令に定める限度において免除することができる。	<u>本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 第26条(取締役会規程) <u>取締役会に関する事項は法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会で定める取締役会規程による。</u> 第27条(代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。</u> <u>取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。</u> 第28条(執行役員) <u>本会社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</u> 第29条(名誉会長、相談役、及び顧問) <u>本会社は取締役会の決議により名誉会長、相談役、及び顧問を置くことができる。</u> 第30条(取締役の責任免除) 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
本公司は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第27条（定員） 本公司の監査役は<u>五</u>名以内とする。 第28条（任期） <u>監査役の任期は就任後四年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u> 第29条（選任） 監査役は株主総会で選任する。 監査役の選任は総株主の議決権の<u>三分の二</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。 （第28条より移設） （第28条より移設） 第30条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。</u>	本公司は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第31条（定員） 本公司の監査役は<u>5</u>名以内とする。 （第33条へ移設） 第32条（選任） 監査役は株主総会で選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の<u>三分の1</u>以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 第33条（任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u> （第35条へ移設）

現 行 定 款	変 更 案
第31条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日より三日前に各監査役に対して発する。但し、<u>監査役全員の同意のある場合はこの期間を短縮することができる。</u> （新設） （第30条より移設） 第32条（監査役の責任免除） 本公司は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。</u> （新設） （新設） （新設）	第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は会日より<u>3</u>日前に各監査役に対して発する。但し、<u>緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</u> <u>前項に係らず、監査役全員の同意のある場合は招集通知を発することを省略することができる。</u> 第35条（監査役会規程） <u>監査役会に関する事項は監査役会で定める監査役会規程による。</u> 第36条（監査役の責任免除） 本公司は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令に定める限度において免除することができる。</u> <u>本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第6章 会計監査人 第37条（選任） <u>会計監査人は株主総会で選任する。</u> <u>会計監査人の選任決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 第38条（任期） <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第<u>6</u>章 計 算 第<u>33</u>条(決算期) 本会社の<u>決算期</u>は毎年<u>三月三十一日</u>とする。 第<u>34</u>条(利益配当) <u>利益配当金</u>は毎年<u>三月三十一日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に配当する。 <u>但し、支払の提供をしてから満三年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払の義務を免れる。</u> <u>株主は配当金の利息を請求することはできない。</u> (新設) (新設)	<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u> 第<u>7</u>章 計 算 第<u>39</u>条(事業年度) 本会社の<u>事業年度</u>は毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの<u>1年間</u>とする。 第<u>40</u>条(剰余金の配当) <u>剰余金の配当</u>は毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。 第<u>41</u>条(配当金の除斥期間等) <u>配当財産が金銭である場合は、配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは本会社はその支払義務を免れる。</u> <u>株主は配当金の利息を請求することはできない。</u>